

相模原市人権尊重のまちづくり条例（案）の骨子に関する市民意識調査結果

○調査の目的 「相模原市人権尊重のまちづくり条例」の制定に当たり、条例内容等の検討のため、市民の人権に関する意識や考えなどを把握するため、市民意識調査を行ったもの

○調査対象 市内在住の18歳以上の個人（外国人を含む）3,000人

○抽出方法 住民基本台帳からの等間隔系統抽出

○調査方法 郵送によるアンケート方式

○回答者数 646人（回収率 22%）

※ 各問に記載しているnについては、各設問の回答者数を示しています。

○調査期間 令和5年12月8日（金）～令和6年1月5日（金）

I 回答者の属性

F1 年齢(n=646)

18・19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	未回答	合計
1%	6%	10%	13%	19%	19%	22%	7%	3%	100%

F2 居住区(n=646)

緑区	中央区	南区	未回答	合計
23%	35%	38%	4%	100%

II 調査結果（主なもの）

問1【市民の人権意識】（全ての人がお答えください。）あなたは、相模原市民一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか。（○は1つ）（n=646）

そう思う	どちらかといえばそう思う	あまりそう思わない	そうは思わない	わからない	未回答	合計
119人 (18%)	262人 (41%)	72人 (11%)	22人 (3%)	167人 (26%)	4人 (1%)	646人 (100%)

人権が尊重されているかどうかを聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は約6割となっている。

問2【市民の不当な差別的言動の認識】（全ての人がお答えください。）「不当な差別的言動」が、市内で行われたことを見たことがありますか。（○は1つ）（n=645）

ある	ない	未回答	合計
51人(8%)	588人(91%)	6人(1%)	645人(100%)

市内で不当な差別的言動が行われているかを聞いたところ、「見たことがない人」が9割となっている。

問3【事案の認知状況】（問2で「ある」とお答えいただいた方に伺います。）平成28年4月1日以降に市内で行われたもので、見た内容について、お教えてください。

見た事案の属性 (n=51)

属性	件数
人種	19件
民族	15件
国籍	19件
信条	13件
年齢	9件
性別	5件
性的指向	6件
ジェンダー アイデンティティ（性自認）	9件
障害	17件
疾病	6件
出身	5件
その他	7件
未回答	4件
計	134件

見た事案の内容 (n=51)

内容	件数
街頭などでの差別的な演説、集会などを見た	20件
差別的な内容を載せたチラシやDVDなどを配られた	3件
インターネットにおいて、市内で行われたり、市民に関する差別的な内容の動画や書き込みを見た	9件
未回答	28件
計	60件

市内で行われたもので見たことのある「不当な差別的言動」の属性は、「人種（19件）」、「国籍（19件）」、「障害（17件）」、「民族（15件）」、「信条（13件）」が多くなっている。

市内で行われたもので見たことのある「不当な差別的言動」の内容は、「街頭などでの差別的な演説、集会などを見た（20件）」が最も多くなっている。

問4【規制の対象範囲】（全ての人がお答えください。）不当な差別的言動を規制するに当たり、あなたの考えをお聞かせください。（○は1つ）（n=644）

行われるおそれがある属性を対象として規制すべき	実際に行われた属性を対象として規制すべき	未回答	合計
253人(39%)	365人(57%)	26人(4%)	644人(100%)

規制の対象範囲としては、「実際に行われた属性を対象として規制すべき」が約6割となっており、「行われるおそれがある属性を対象として規制すべき」は約4割である。

問5【今後差別的言動が行われるおそれのあると思う属性】（問4で「行われるおそれがある属性を対象として規制すべき」とお答えいただいた方に伺います。） 不当な差別的言動が行われるおそれがあると思うものに○をしてください。（あてはまるものすべてに○）（n=253）

属性	件数
人種	189件
民族	141件
国籍	165件
信条	103件
年齢	97件
性別	136件
性的指向	132件
ジェンダー アイデンティティ（性自認）	154件
障害	205件
疾病	131件
出身	88件
その他	19件
未回答	3件
計	1,563件

今後差別的言動が行われるおそれのあると思われる属性は、「障害（205件）」、「人種（189件）」、「国籍（165件）」、「ジェンダーアイデンティティ（性自認）（154件）」が多くなっている。

問6【規制の必要性】（全ての人がお答えください。） 不当な差別的言動を行っている人に対する禁止措置等の必要性についてあなたの考えをお聞かせください。（○は1つ）（n=644）

禁止措置等を行うべきである	禁止措置等を行うべきではない	未回答	合計
536人(83%)	92人(14%)	16人(3%)	644人(100%)

規制の必要性としては、「禁止措置等を行うべきである」が8割を超えており、「禁止措置等を行うべきではない」は約1割である。

問7【規制の措置の強さ】（問6で「禁止措置等を行うべきである」とお答えいただいた方に伺います。） 不当な差別的言動を行っている人に対する措置の強さについて、あなたの考えに近いもの○をつけてください。（○は1つ）（n=532）

注意	命令	氏名公表	罰(罰金等)	その他	未回答	合計
157人 (30%)	140人 (26%)	79人 (15%)	121人 (23%)	29人 (5%)	6人 (1%)	532人 (100%)

措置の強さとしては、「注意（30%）」、「命令（26%）」、「氏名公表（15%）」、「罰（罰金等）（23%）」となっている。※問6で「禁止措置等を行うべきである」と回答した536人うち、4名は複数回答のため無効回答とした。

問8【規制に対する感じ方】（全ての人がお答えください。） 不当な差別的言動に対する禁止措置や罰則などが実施された場合、どのように感じますか。（○は1つ）（n=646）

不安はある	不安はない	わからない	未回答	合計
310人（48%）	173人（27%）	153人（24%）	10人（1%）	646人（100%）

規制に対する感じ方については「不安はある（48%）」が、5割近くとなっており、「不安はない（27%）」、「わからない（24%）」となっている。

問9【不安に対する理由】（問8で「不安はある」とお答えいただいた方に伺います。） どのような不安がありますか。（あてはまるものすべてに○）（n=310）

理由	件数
自分の発言等が自分の意図する内容とは異なった内容で伝わったことで、処分されないか	229件
自分の発言等が断片的に伝えられ異なった内容として伝わったことで、処分されないか	209件
差別ではないと思っていた発言等が原因で、処分されないか	159件
不当な差別的言動に該当するかを市は正しく判断できるのか	196件
禁止命令や罰則などにより、市民が自由に発言することができなくなるのではないか	150件
市民同士で監視をしあうことになるのではないか	125件
その他	28件
計	1,096件

不安に対する理由は、「自分の発言等が自分の意図する内容とは異なった内容で伝わったことで、処分されないか（229件）」、「自分の発言等が断片的に伝えられ異なった内容として伝わったことで、処分されないか（209件）」、「不当な差別的言動に該当するかを市は正しく判断できるのか（196件）」が多くなっている。

問10【市に求める施策】（全ての人がお答えください。） 人権尊重のまちづくりのため、市はどのような施策に取り組む必要があると思いますか。（あてはまるものすべてに○）（n=646）

人権教育・人権啓発	相談・支援	差別の実態を周知	規制	国への働きかけ	その他	特になし	未回答	合計
520件	510件	305件	155件	155件	44件	11件	4件	1,704件

市に求める施策は、「人権教育・人権啓発（520件）」や「相談・支援（510件）」が多くなっている。

相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子について、ご意見をお願いします

【ご協力のお願い】

市民の皆様には、日頃から市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会を実現するため、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」の制定に向け、取り組んでいるところで

つきましては、条例内容等の検討のため、市民の皆様の人権に関する意識や考えなどをお聞きする市民意識調査を実施いたします。

この調査をお願いするに当たりましては、住民基本台帳を利用して、18歳以上の相模原市民の方から3,000人を選ばせていただきました。調査結果は、すべて統計的に処理されますので、ご回答をいただいた内容が特定されることや、調査の目的以外に使用されることは一切ございません。

何かと慌ただしい年末の折、お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年12月

相模原市長 本村 賢太郎

<用語について>

○不当な差別的言動とは(※1)

差別的意識を助長・誘発する目的で、公然と人種、民族、国籍、障害などといった属性を理由として侮辱したり、排除を主張したり、犯罪を扇動したりする言動

(例)侮辱…○○人種の方はゴキブリだ

排除…○○国籍の方は△△(地名)から出て行け

犯罪扇動…○○民族は殺してしまえ

○憲法が保障する『表現の自由』とは(※2)

表現の自由は、思想・意見・主張・感情などを、公共の福祉に反しない限り、誰からも規制されることなく発言、公表できる重要な権利です。

○本邦外出身者(ほんぽうがいしゅっしんしゃ)とは

日本以外の国・地域の出身者又はその子孫であって適法に居住する人を行い、外国籍の人だけでなく、日本生まれの在日外国人の二世・三世や、それ以降の世代が含まれます。

<条例(案)の骨子における不当な差別的言動について>

市内では、過去に本邦外出身者や障害者に対する不当な差別的言動(※1)が行われたことから、憲法が保障する表現の自由(※2)に配慮したうえで、次のような不当な差別的言動に対する禁止措置等(※3)を検討しております。

○禁止措置等について(※3)

【禁止措置】 道路、公園、広場その他の公共の場所で拡声機を用いるなどの手法による不当な差別的言動を禁止し、それに違反したときは、市長が勧告、命令及び氏名公表すること。

【拡散防止措置】 インターネット等で、不当な差別的言動が拡散されている場合に、その内容が拡散しないよう防止措置を実施するとともに、事案を公表すること。

【公共施設の利用制限】 不当な差別的言動が行われることにより、管理上支障が生じるおそれがある等の場合に、公共施設の利用を制限すること。

◆◆◆ご記入にあたってのお願い◆◆◆

- 1 封筒のあて名ご本人が回答くださるようお願いいたします。
- 2 回答に氏名・住所を記入していただく必要はありません。
- 3 回答は、あてはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
- 4 回答の○の数は、各質問に(○は1つ)、(あてはまるものすべてに○)などと指定してありますので、それに合わせてください。
- 5 自分の意見に近い選択肢がない場合は「その他()」の選択肢の番号を○で囲み、()の中にその内容を具体的にご記入ください。
- 6 相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の内容につきましては、資料1及び資料2をご覧ください。

すべての記入が終わりましたら、誠に恐縮ですが、

令和6年1月5日(金)までに

本調査票を同封の返送用封筒(切手不要)に入れてご投函くださるようお願いいたします。

調査に関する問い合わせ先
相模原市 市民局 人権・男女共同参画課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042-707-9260
(相模原市人権尊重のまちづくり条例お問い合わせ専用電話)

この調査票を読むことがむずかしい方には、ルビ付きの調査票を用意してあります。問い合わせ先までご連絡ください。

I 人権尊重のまちづくりについて

問1 (全ての人がお答えください。)あなたは、相模原市民一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか。(○は1つ)

- 1 そう思う
- 2 どちらかといえばそう思う
- 3 あまりそう思わない
- 4 そうは思わない
- 5 わからない

II 不当な差別的言動の実態について

問2 (全ての人がお答えください。)「不当な差別的言動」が、市内で行われたことを見たことがありますか。(○は1つ)

- 1 ある(問3へ)
- 2 ない(問4へ)

問3（問2で「1」とお答えいただいた方に伺います。）平成28年4月1日以降に市内で行われたもので、見た内容について、お教えてください。複数ある場合は、＜事案2＞にもご記入ください。

＜事案1＞

時期 年 月 ころ

内容 あてはまる不当な差別的言動の属性に○をつけてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 人種、2 民族、3 国籍、4 信条、5 年齢、6 性別、7 性的指向、
- 8 ジェンダーアイデンティティ(性自認)、9 障害、10 疾病、11 出身、
- 12 その他()

状況 あてはまる状況について○をつけてください。（○は1つ）

- 1 街頭などでの差別的な演説、集会などを見た
- 2 差別的内容を載せたチラシや DVDなどを配られた
- 3 インターネットにおいて、市内で行われたり、市民に関する差別的内容の動画や書込みを見た

（上記の状況について、具体的な場所や行われた内容をご記入ください。）

＜事案2＞

時期 年 月 ころ

内容 あてはまる不当な差別的言動の属性に○をつけてください。（あてはまるものすべてに○）

- 1 人種、2 民族、3 国籍、4 信条、5 年齢、6 性別、7 性的指向、
- 8 ジェンダーアイデンティティ(性自認)、9 障害、10 疾病、11 出身、
- 12 その他()

状況 あてはまる状況について○をつけてください。（○は1つ）

- 1 街頭などでの差別的な演説、集会などを見た
- 2 差別的内容を載せたチラシや DVDなどを配られた
- 3 インターネットにおいて、市内で行われたり、市民に関する差別的内容の動画や書込みを見た

（上記の状況について、具体的な場所や行われた内容をご記入ください。）

Ⅲ 不当な差別的言動の禁止措置等について

条例(案)の骨子では、本市で過去に実際に行われた不当な差別的言動の属性(本邦外出身者、障害者)を対象として、禁止措置等を講じることとしています。(資料2 IV19～24)

【規制の対象範囲について】

問4 (全ての人がお答えください。)不当な差別的言動を規制するに当たり、あなたの考えをお聞かせください。(○は1つ)

- | |
|---|
| 1 今後、不当な差別的言動が <u>行われるおそれがある</u> 属性を対象として規制すべきと思う。(問5へ) |
| 2 実際に不当な差別的言動が <u>行われた</u> 属性を対象として規制すべきと思う。(問6へ) |

問5 (問4で「1」とお答えいただいた方に伺います。)不当な差別的言動が行われるおそれがあると思うものに○をして下さい。(あてはまるものすべてに○)

1 人種	7 性的指向
2 民族	8 ジェンダーアイデンティティ(性自認)
3 国籍	9 障害
4 信条	10 疾病
5 年齢	11 出身
6 性別	12 その他()

【規制の強さについて】

問6 (全ての人がお答えください。)不当な差別的言動を行っている人に対する禁止措置等の必要性についてあなたの考えをお聞かせください。(○は1つ)

- | |
|-----------------------|
| 1 禁止措置等を行うべきである(問7へ) |
| 2 禁止措置等を行うべきではない(問8へ) |

問7 (問6で「1」とお答えいただいた方に伺います。) 不当な差別的言動を行っている人に対する措置の強さについて、あなたの考えに近いものに○をつけてください。(○は1つ)

- 1 不当な差別的言動をしないよう、行っている人に対して市が注意すべきだと思う
- 2 不当な差別的言動をしないよう、行っている人に対して市が命令すべきだと思う
- 3 行っている人の氏名や行った内容を市が公表すべきだと思う
- 4 行っている人に対して、罰(罰金を科すなど)を与えるべきだと思う
- 5 その他()

【規制に対するの感じ方について】

問8 (全ての人がお答えください。) 不当な差別的言動に対する禁止措置や罰則などが実施された場合、どのように感じますか。(○は1つ)

- 1 不安はある(問9へ)
- 2 不安はない(問10へ)
- 3 わからない(問10へ)

問9 (問8で「1」とお答えいただいた方に伺います。) どのような不安がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 自分の発言等が自分の意図する内容とは異なった内容で伝わったことで、処分されないか
- 2 自分の発言等が断片的に伝えられ異なった内容として伝わったことで、処分されないか
- 3 差別ではないと思っていた発言等が原因で、処分されないか
- 4 不当な差別的言動に該当するかを市は正しく判断できるのか
- 5 禁止命令や罰則などにより、市民が自由に発言することができなくなるのではないか
- 6 市民同士で監視をしあうことになるのではないか
- 7 その他()

IV 市の施策について

問10 (全ての人がお答えください。)人権尊重のまちづくりのため、市はどのような施策に取り組む必要があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1 お互いの人権を尊重するよう、市民に知識を広めること

(例)・学校での人権教育を充実する

- ・企業の経営者や従業員向けの人権研修や講座を支援する
- ・啓発冊子や資料展示などにより、人権問題に対する理解を促進する
- ・人権問題をテーマとした講演会や研修会を実施する

2 差別があった際の相談・支援を行うこと

(例)・人権に関する相談体制(窓口)を整備する

- ・人権が侵害された被害者の救済・支援を充実する

3 市内の差別の実態を市民に伝えること

(例)・人権に関する情報の収集及び提供を充実する

4 市内の差別を厳しく取り締まること

(例)・不当な差別的言動を規制する

5 差別の防止に対する取組の強化を国に対して働きかけること

6 その他()

7 特にない

最後に、あなたご自身のことについてお伺いします。

F1 あなたは、いま何歳ですか(○は1つ)。

- | | |
|----------|----------|
| 1 18～19歳 | 5 50～59歳 |
| 2 20～29歳 | 6 60～69歳 |
| 3 30～39歳 | 7 70～79歳 |
| 4 40～49歳 | 8 80歳以上 |

F2 あなたのお住まいの地区は、どちらですか(○は1つ)。

- | |
|-------|
| 1 緑区 |
| 2 中央区 |
| 3 南区 |

質問は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。

お手数ですが、本調査票は同封の返信用封筒に入れて、

令和6年1月5日(金)までに

ポストに投函してください。(切手不要)

相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子についてのご意見を募集します。

< 募集期間 >

令和5年12月1日(金曜日)から令和6年1月9日(火曜日) < 必着 > まで

< 資料配布 >

上記募集期間中に、人権・男女共同参画課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(星が丘・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館において、相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子の閲覧及び配布を行います。なお、市のホームページからも閲覧することができます。



https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/pubcome/index.html

自分色 認め合い すべての人に！

～人権尊重のまち・さがみはら～

すべての人は、一人ひとりに特徴があり、
それは色のように多種多様です。
どの色にも良さがあるように、一人ひとりの特徴にも良さがあり、
一人ひとりが違うからこそ、
色彩豊かなまちを作ることができます。
どんな特徴のある人も、かけがえのない存在です。
お互いを認め合う、人権尊重のまち相模原を築いていきましょう。

